

# Cheer

(特別号) 2017/4/11

長崎高教組は  
非正規雇用職員の皆さんを  
応援します

発行責任者：高教組書記長 馬場隆

## 臨時的任用教職員の皆さん 労働条件で分からないことはありますか？



臨時的任用教職員(欠員補充や代替で任用されている教職員)の皆さんは、自分がどのような労働条件で雇用されているかは説明を受けられたでしょうか？

私たち高教組(長崎県高等学校教職員組合)は、県教委に対して、学校の教職員は臨時採用や非常勤ではなく正規採用で雇用するよう求め

るとともに、臨時採用や非常勤の皆さんの労働条件の改善についてもとりくんでいます。

ここでは、現時点での臨時的任用教職員の皆さんの労働条件の概要についてお知らせします。もっと詳しく知りたい場合や、困っていることがある場合は、職場の高教組組合員にご相談ください。

**【賃金】** 教育職の場合、教育職1級の給与で、金額(号給)は高卒・大卒後の経験で異なります。通勤手当・住居手当等の諸手当は、扶養手当以外は正規職員と同じです。高教組は、扶養手当についても正規職員と同様に支給することを県教委に求めています。

※給料は、講師や実習助手、養護助教諭、寄宿舎指導員などの教育職の皆さんの教育職給料表と事務職の皆さんの行政職給料表で金額が違います。また、それぞれの給料表に1級・2級などの級の違いがあります。そして、それぞれの級で、号給ごとに金額が決めてあり、教育職1級の場合は135号給まであります。号給は、任用までの経験(前歴)によって決まり、前年度も臨時的任用で勤務していた場合は、その前歴を評価して、前年度より上の号給になります。ただし、上限が決められており、教育職の場合は53号給となっています。この上限には、臨任を8年以上経験すれば(年齢が高い場合はもっと早く)達します。高教組は、この上限を撤廃(少なくとも改善)することを県教委に求めています。

**【有給休暇】** 年次有給休暇(年休)や病休等、取得できる休暇は正規採用の場合と同じです。

年休は1日単位でも1時間単位でもとれます。日数は、欠員補充の場合は12月までに15日、1月以降は5日+(12月までの残り日数)です。育休・病休代替の場合は雇用期間によって異なりますが、4月から3月までの場合は、欠員補充の場合と同じです。※年休は届けを出さず理由不問です。※前年度に続けて欠員補充で勤める場合、前年度に残った年休は、現行では新しい年度に繰り越すことができません。高教組は、この場合の繰り越しを認めるよう、県教委に要求しています。



**【福利厚生】** 健康保険と公的年金は、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)・厚生年金になります。

定期健康診断については、昨年度から、年度内に11ヶ月以上勤務する方については、県費で受診できるようになりました。ただ、雇い入れ時の健診項目まではカバーできていないので、高教組は、雇い入れ時の健康診断費用も公費で負担することを求めています。

知りたいことや相談したいことがある場合は、高教組本部でも受け付けます。

TEL (095-827-5882) HP (「長崎高教組」で検索)にも問い合わせコーナーがあります。